

平成29(2017)年度 福岡市商工金融資金制度

中小企業向け 融資のご案内

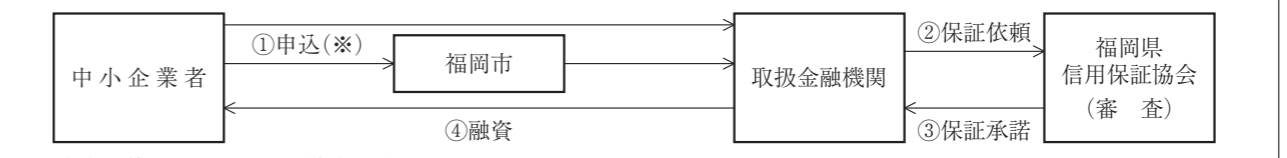
商工金融資金制度は、市内で事業を営む中小企業の方々が必要とする事業資金を長期・低利でご利用いただくための制度です。お気軽にご相談ください。

申込みいただける方

1. 本市に事業所を有し、事業を営んでいること
 2. 福岡県信用保証協会の保証対象業種で、中小企業者であること^(注)
 3. 許認可等を必要とする業種は、許認可を受けていること
 4. 市税に係る徴収金に滞納がないこと
 5. 銀行取引停止処分中でなく、6ヵ月以内に第1回目の不渡を出していないこと
 6. 県信用保証協会との関係で事故(求償権行使中・延滞中)がないこと
 7. 暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと
 8. 融資金の返済が確実なこと
- ※融資金の種類によっては、別に資格要件を定めています。

(注) 特定非営利活動法人及び法律により中小企業信用保険法第2条の中小企業者とみなされる一部の社団法人、財団法人を含みます。

申込みから融資まで



※融資金額等は、県信用保証協会の審査により決定されます。
※資金により、直接、取扱金融機関へ申込み可能なものと、福岡市経営支援課等での受付が必要なものがあります。(内面参照)

信用保証料について

福岡市商工金融資金制度では、県信用保証協会に支払う保証料の一部を市が助成しており、利用者の負担を軽減しています。

	協会所定保証料率	助成による負担軽減	利用者負担
商工業振興資金	0.45%~1.90%	福岡市 ▲0.09%~▲0.24%	0.36%~1.66%
小口事業資金	0.50%~2.20%	福岡市 ▲0.17%~▲0.48%	0.33%~1.72%
スタートアップ資金	0.95%	福岡市 ▲0.475% 保証協会 ▲0.475%	0.00%

※スタートアップ資金は市と県信用保証協会がそれぞれ1/2ずつ助成することで、利用者負担を0.00%としています。

※これら以外の資金でも、市が保証料を助成しております。各資金の保証料率は内面の「保証料率(年)」欄をご参照ください。

申込みに必要な書類

1. 借入申込書等
 2. 税務証明書 ①個人市県民税または法人市民税の納税証明書
②市税に係る徴収金に滞納がないことの証明書
 3. その他 (1) 設備資金は「見積書」、「カタログ」、「平面図」
(2) 許認可業種は「許認可証の写」
(3) 建設業、測量業、設計業は「受注工事明細書」
(4) 法人は「履歴事項全部証明書(商業登記簿謄本)」
「定款の写」
(上記2つは未提出の場合及び提出分に変更がある場合)
「決算書(原則2期分)」「残高試算表」
個人は「確定申告書の写(原則2期分)」
(5) 申込者及び連帯保証人の「印鑑証明書の写」
(6) 特定非営利活動法人は特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等
 4. 資金によっては別に必要な書類を定めています。
- ※ 金融機関、県信用保証協会において、金融調査及び信用保証調査を行うときに上記のほかに「帳簿」等の提出を求められる場合があります。

中小企業者の定義

(中小企業信用保険法第2条)

区分	中小企業者		小規模企業者
	資本金	従業員	従業員
製造業・運輸業 建設業・不動産業等	以下 3億円	以下 300人	以下 20人
卸売業	1億円	100人	5人
サービス業	5,000万円	100人	
小売業	5,000万円	50人	

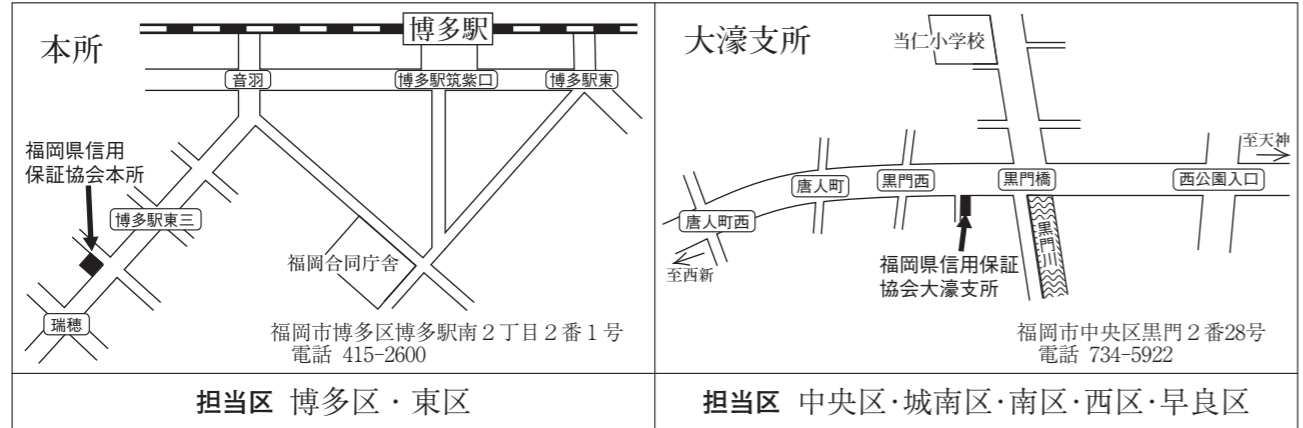
※中小企業者とは、資本金が従業員のうちどちらか一方の条件を満たしている企業です。
※個人企業の従業員数は、経営者及び経営者と生活を共にする専従者を除きます。
※政令で定められた特例業種(ゴム製品製造業、ソフトウェア業、情報処理サービス業、旅館業、宿泊業、娯楽業)及び特定非営利活動法人については、左記の定義と異なりますので、詳しくは経営支援課までお問い合わせ下さい。

非対象業種の主なもの

これ以外の業種については、ほとんどのものが対象になります。

農林業・酪農業・畜産業・水産業・金融業・集金業、取立業(公共料金またはこれに準ずるものに係るものを除く)・興行・遊興娯楽業・宗教団体 など

県信用保証協会の位置図



福岡市中小企業サポートセンターのご案内

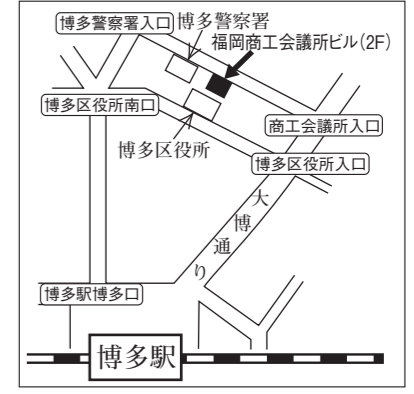
融資の相談のほか、経営全般に関する相談窓口を設置していますので、ご利用ください(経営相談は要予約)。相談は全て無料です。

相談日	相談時間	お問い合わせ・予約
月~金 (祝休日と 年末年始を 除く)	9:00~17:00	博多区博多駅前2丁目9-28 福岡商工会議所ビル2F (お問い合わせ) 電話 441-2171 (福岡市経営支援課) (相談予約) 電話 441-2161 (福岡商工会議所 経営支援グループ)

福岡市中小企業サポートセンター 経営支援課経営金融係

〒812-0011
福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 福岡商工会議所ビル2F
電話 441-2171・441-0505 FAX 441-3211
福岡市中小企業サポートセンター
<http://www.city.fukuoka.lg.jp/keizai/keieishien/index.html>

「融資のご案内」は制度のあらましです。
詳しくは経営支援課までお問い合わせください。



商工金融資金制度のあらまし

(平成29年4月1日現在)

詳しくは経営支援課までお問い合わせください(電話441-2171・441-0505)。
 ※融資条件は、経済情勢等によって変わることがあります。

区分	融 資 金 名		対 象 者	融 資				条 件		申 込 場 所	
				資金用途 (注1)	融資限度額	融資期間	うち据置	融資利率 (年)	保証料率(年) (借受者負担分) (注2)		保証人
一般 資金	① 商工業振興資金		中 小 企 業 者 等	設備・運転	1億円	5年以内	1年以内	1.5%	0.36~1.66%	必要に 応じて	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 福岡市経営支援課 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 電話 441-2171・441-0505 FAX 441-3211 〈申込可能資金〉 左記の①~⑫のすべての資金 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> 福岡商工会議所 福岡市博多区博多駅前2丁目9番28号 電話 441-2161 早良商工会 福岡市早良区東入部2丁目14番10号 電話 804-2219 志賀商工会 福岡市東区西戸崎1丁目5番18号 電話 603-0112 〈申込可能資金〉 左記の①~⑪の資金。ただし ・⑩環境・エネルギー対応資金の要件ウ~カ ・⑪設備対応資金の要件イ を除く。 </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 指定金融機関 〈申込可能資金〉 左記の①~⑪の資金。ただし ・⑩環境・エネルギー対応資金の要件ウ~カ ・⑪設備対応資金の要件イ を除く。 ・⑥のうちステップアップ資金については、要件ウでの申込で、 認定経営革新等支援機関が金融機関であるものに限る </div>
		短期運転資金	中 小 企 業 者 等	運 転	3,000万円	1年以内	1年以内	1.4%			
	② 小 口 事 業 資 金(注3)		小 規 模 企 業 者	設備・運転	(注4) 1,250万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.33~1.72%	原則として 不 要	
特 定 目 的 的 資 金	③ 経 営 安 定 化 特 別 資 金	一 般 枠	ア. 最近3ヵ月の売上高または売上総利益率等が過去5年間のいずれか同期と比較して3%以上減少している方 イ. 最近3ヵ月の主要な原材料の仕入単価が前年同期と比較して3%以上上昇している方 ウ. 取引先の倒産等により、債権回収が困難になった方 など	設備・運転	1億円	10年以内	2年以内	1.3%	0.23~1.30%	必要に 応じて	
		特 例 枠	セーフティネット保証の認定を受けた方	1億円	1.3%			0.40%			
	④ 経 営 力 強 化 資 金		経営力強化保証の申込資格要件に該当する方	設備・運転	2億8,000万円	(注5) 運5年以内 設7年以内	1年以内	1.2%	0.225~1.00%	不 要	
	⑤ 創 業 支 援 資 金(注3)	分 社 化 資 金	県内の会社であって、現在の事業を継続しつつ、新たに市内で会社を設立される方(新会社で事業を開始してから2年以内の方を含む)	設備・運転	2,500万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.81%		
		スタートアップ資金 女性スタートアップ資金(注7)	ア. 事業を営んでいない方であって、市内で新たに事業を開始される方 イ. 事業を開始後2年以内の方で、それまで事業を営んでいなかった方	(注6) 2,500万円 (創業前は1,000万円)	1.3%			0.00%			
	⑥ 新 事 業 開 拓 資 金	ステップアップ資金	成長や事業の拡大等に向けた取り組みを行う方でア~カのいずれかに該当する方 ア. 市の施策的な支援を受けて事業の成長を図る方 イ. 法律に基づく事業計画の承認又は認定を受けた事業活動を行う方 ウ. 認定経営革新等支援機関の支援を受けて経営改善、事業転換、多角化、事業拡大に向けた新たな投資、事業承継など、経営基盤の強化を目指した計画的な取り組みを行う方 エ. 国の補助金の採択を受けて事業の拡大等に取り組む方 (注8) オ. 事業引継ぎ支援センターの支援を受けて、M&A等の事業承継を行う方 カ. 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項の認定を受けて事業承継を行う方	設備・運転	2億8,000万円	5年以内	1年以内	1.1%	0.33~0.81%	原則として 個人： 不 要 法人： 代表者	
			事業(業種)転換・多角化資金	現在の事業を継続して市内で1年以上営んでいる方で、日本標準産業分類の小分類が異なる事業を新たに行うための資金が必要な方	5,000万円			7年以内			
		⑦ 商工業振興資金 継続型バックアップ資金(注9)		1期以上の決算(個人の場合は確定申告)を行っている方	運 転	(注10) 3,000万円	(注11) 1年以内	一括返済	1.1%		0.36~1.31%
	⑧ ワ ー ル ド ビ ジ ネ ス 振 興 資 金		ア. 輸出入の決済資金が必要な方 イ. 海外支店等の開設資金が必要な方 ウ. 直接自らが取引を行った輸出入品の卸・小売を行うための資金が必要な方 エ. 海外向け製品・商品の開発・製造資金が必要な方 オ. 海外市場又は国内市場(海外製品や商品の販売)での市場開拓資金が必要な方	設備・運転	1億円	1年以内	1年以内	1.0%	必要に応じて 保証に付する (付保の場合) 0.23~1.30% (注12)		
						1年超 5年以内	1.2%				
					5年超 10年以内	2年以内	1.3%				
⑨ 災 害 復 旧 特 別 資 金	一 般 枠	火災・風水害等の災害により、市内で損害を受けた方	設備・運転	5,000万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.23~1.30%	必要に 応じて		
	特 例 枠	激甚災害の指定・災害救助法の適用を受けた災害等により市内で損害を受けた方					0.9%	0.00%			
⑩ 環 境 ・ エ ネ ル ギ ー 対 応 資 金		ア. 新エネルギー又は省エネルギー設備を導入する方 イ. 低公害車を導入する方 ウ. 公害防止施設を設置又は改善する方 エ. 節水型機器等の設備を導入する方 オ. ISO認証を取得する方 カ. アスベスト等の飛散防止措置を行う方 など	設備・運転	1億円	10年以内	2年以内	1.1%	0.33~1.56%			
⑪ 設 備 対 応 資 金		ア. 事業活動に必要な設備を導入される方 イ. 市企業誘致課との協議に基づき、一定規模の工場、事務所等を移転または新設する方	設 備	2億8,000万円	10年以内	2年以内	1.3%	0.33~1.56%			
					10年超 15年以内	1.5%					
⑫ 共 同 事 業 資 金	指定高度化資金	県の高度化資金の貸付対象となった協同組合等	設 備	事業費から国県の貸付を差引いた残額の2/3 2億円	10年以内	3年以内	1.3%	必要に応じて 保証に付する (付保の場合) 0.45~1.90%	原則として 代表理事		
	準指定高度化資金	県の高度化資金の貸付を受けないで高度化事業を行う協同組合等			10年超 20年以内		1.5%				
					10年以内	1.3%					
					10年超 20年以内	1.5%					

(注1) 設備資金については原則市内に設置するものに限りますが、①、②、④、⑧については市外の設備資金での申込みも可能です。ただし、市内から市外へ移転するための資金を除きます。
 (注2) 保証料率は経営状況等に応じて適用されます。なお、信用保証協会の保証料率は1.90%以下(責任共有外保証料率は2.20%以下)ですが、市が一部負担することにより、借受者の負担を軽減しています。(表面の「信用保証料について」をご覧ください)
 別途、有担保による保証などで保証料率が割引される場合があります。詳しくは県信用保証協会へお問い合わせ下さい。
 (注3) 小口事業資金、創業支援資金については、特定非営利活動法人はご利用いただけません。
 (注4) 小口事業資金は、既存の保証付き融資残高との合計が1,250万円の範囲内となる新規保証が対象となります。
 (注5) 経営力強化資金は、保証付の既往借入金を借り換える場合、融資期間は10年以内(うち据置：1年以内)となります。
 (注6) 産業競争力強化法に規定する認定特定創業支援事業を受けた方は3,000万円(創業前は1,500万円)となります。
 (注7) 個人の場合は事業主、法人の場合は法人代表者が女性である場合が対象となります。
 (注8) 対象となる補助金については、経営支援課にお尋ねください。
 (注9) 1中小企業者1口限りの利用となります。また、既存の借入金(保証協会の既存の保証付融資、プロパー融資等)の借換には利用できません。
 (注10) 直近決算(確定申告)の平均月商の2倍が3,000万円に満たない場合は、その平均月商の2倍が上限となります。
 (注11) 2回までの更新(同資金で同額(又は増額・減額)での借換)により最長3年間の継続利用が可能です。ただし、更新は同一金融機関のみでの取扱となります。なお、更新手続きは新規申込みと同様、審査が行われます。
 (注12) 融資期間1年以内の場合は手形貸付根保証の利用が可能です。詳しくは県信用保証協会へお問い合わせ下さい。